

## 目次

教育委員会規則	
○北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則	23
教育長訓令	
○北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令	24
告示	
○教育職員免許状の失効について	25
○市町村立小学校の位置変更について	25
通達・通知	
○「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について	25

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第16号）

##### 1 趣旨

道立学校の教科書採択について、教育委員会の権限と責任を明確にするため及び「道行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合」の職務専念義務の免除について、これまで教育長が承認することとしてきた場合の一部について、校長が行うこととするため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

(1) 現行、道立学校において使用する教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）、準教科書及び教材は、校長が採択することになっているが、教育委員会が、その権限と責任のもと教科書を採択するとともに、校長が準教科書及び教材を選定するものとした（第23条、第24条及び第25条関係）。

(2) 「道行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合」の職務専念義務の免除について、次に掲げるものは校長が行うものとした（第38条関係）。

ア 道又は市町村における研究又は研修を推進するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

イ 適切な学校運営を行うために情報交換等を行うことが特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

ウ 幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

エ 学校の教育活動に位置付けられている大会等を運営する団体の業務に関わるもの

オ 教育長が特に認めるもの

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年 5月30日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

### 北海道教育委員会規則第16号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

（教科書の採択等）

第23条 教科書の採択等は、次のとおりとする。

(1) 道立学校において使用する教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中等部において使用する教科書を除く。）は、校長が選定し、教育委員会が採択したものでなければならない。

(2) 道立学校において使用する準教科書及び教材は、校長が選定する。

第24条及び第25条中「採択」を「選定」に改める。

第38条第2項を次のように改める。

2 校長の職務に専念する義務の免除の承認は、教育長が行う。ただし、道行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合で、次に掲げるものは校長本人が行う。

(1) 道又は市町村における研究又は研修を推進するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

(2) 適切な学校運営を行うために情報交換等を行うことが特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

(3) 幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

(4) 学校の教育活動として位置付けられている大会等を運営する団体の業務に関わるもの

(5) 教育長が特に認めるもの

第38条に次の1項を加える。

3 所属職員の職務に専念する義務の免除の承認は、校長が行う。ただし、次に掲げる場合は教育長が行う。

(1) 道の特別職として職を兼ね、その職務に関する事務を行う場合

(2) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職務に関する事務を行う場合

(3) 道行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合（前項ただし書各号に該当するものを除く。）

#### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

## 教 育 長 訓 令

### 北海道教育委員会教育長訓令第11号

庁 中 一 般  
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年 5月30日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程（昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項第3号中「場合（学校の教育活動として位置付けられており自校の幼児、児童若しくは生徒が参加する大会等の運営に関わるもの又は教育長が特に認めるものを除く。）」を「場合。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 道又は市町村における研究又は研修を推進するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

イ 適切な学校運営を行うために情報交換等を行うことが特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

ウ 幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体の業務に関わるもの

エ 学校の教育活動として位置付けられている大会等を運営する団体の業務に関わるもの

オ 教育長が特に認めるもの

#### 附 則

この教育長訓令は、平成26年 5月30日から施行する。

## 告 示

## 北海道教育委員会告示第38号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成26年 5月30日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

氏名	吉成厚人	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
幼稚園教諭2種免許状	平13幼二種第1199号	平成14年3月15日	北海道教育委員会
小学校教諭1種免許状	平13小一種第0678号		
中学校教諭2種免許状(社会)	平13中二種第0424号		
失効年月日	平成26年4月23日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号		
氏名	綱島康介	本籍地	岐阜県
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
高等学校教諭1種免許状(理科)	平15高一種第0099号	平成15年9月1日	北海道教育委員会
高等学校教諭専修免許状(理科)	平15高専第121号	平成15年11月30日	岐阜県教育委員会
高等学校教諭専修免許状(農業)	平15高専第135号	平成15年12月31日	
失効年月日	平成26年4月23日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号		
氏名	工藤賢司	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	平3小2第192号	平成4年3月15日	北海道教育委員会
中学校教諭1種免許状(理科)	平3中1第860号		
高等学校教諭1種免許状(理科)	平3高1第1067号		
失効年月日	平成26年4月23日		
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号		

## 北海道教育委員会告示第39号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立の小学校の位置変更の届出を、受理した。

平成26年 5月30日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	名称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
天塩町	天塩町立 天塩小学校	平成26年4月1日	天塩郡天塩町 新地通5丁目 1500番地の1	天塩郡天塩町 新栄通4丁目 1158番地の1	校舎改築に伴う 移転

## 通 達 ・ 通 知

教高第 364 号  
平成26年 5月30日

---

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

**「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について（通達）**

「高等学校生徒指導要録の改訂について」（平成24年10月30日付け教高第1050号北海道教育委員会教育長通達）を次のとおり改正するので、平成26年 5 月31日以降はこれによって、生徒指導要録の作成について適切に行うようにしてください。

記

別記中「別紙 4 各教科の評価の観点及びその趣旨（高等学校）」の次に「別紙 5 北海道公立学校校務支援システムによる高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録」を加える。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

別紙5 北海道公立学校校務支援システムによる高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録  
 高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録

(1) 様式1 （学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4
ホームルーム				
整理番号				

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな			性 別	入学・編入学 平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	氏名				
	生年月日	平成 年 月 日生	転入学	平成 年 月 日 高等学校 制課程 科 第 学年より (所在地) 転入学	
保 護 者	現住所			転学・退学 (平成 年 月 日) 平成 年 月 日 高等学校 制課程 科 第 学年へ (所在地) 転学 退学	
	ふりがな				留 学 等 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (留学先)
	氏名			卒 業 平成 年 月 日	
現住所					
入学前の経歴				進学先 就職先等	
学校名及び 所在地 課程名・学科名					
年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
区分 \ 学年	1	2	3	4	
校長氏名					
ホームルーム 担当者氏名					
[備考]					

電磁的記録により作成された指導要録の原本であることを証明します。

平成 年 月 日

印

生徒氏名

各教科・科目等の修得単位数の記録

	教科	科目	修得単位数 の計	
各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目				
			小 計	

	教科	科目	修得単位数 の計	
主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る 各 教 科 ・ 科 目				
			小 計	

※名称の前に○を付した教科又は科目は、学校が設定したものである。

総合的な学習の時間	
留 学	
合 計	

(2) 様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名		学校名		区分	学年	1	2	3	4
				ホームルーム					
				整理番号					

  

各教科・科目等の学習の記録											
各教科・科目等		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		修得単位数の計	備考
		評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数	評定	修得単位数		
教科等	科目等	定	数	定	数	定	数	定	数		
各学科に共通する各教科・科目											
主として専門学科において開設される各教科・科目											
総合的な学習の時間		/		/		/		/			
小計		/		/		/		/			
留學		/		/		/		/			
合計		/		/		/		/			

※名称の前に○を付した教科又は科目は、学校が設定したものである。

生徒氏名

総合的な学習の時間の記録				
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
学習活動				
評価				

特別活動の記録				
	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	
第2学年	
第3学年	
第4学年	

出欠の記録							
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							
4							



教高第 364 号  
平成26年 5 月30日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

**「高等学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について（通知）**  
このことについて、本日付け本号により、各道立高等学校長あて通達したので、生徒指導要録の作成等について適切に指導されるようお願いします。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

